

ROADCAST 広告利用規約

第1条（本利用規約の適用）

本利用規約は、未利用壁面を活用した街ジャックメディア ROADCAST（以下、「本サービス」という。）に広告を掲出するにあたり、第3条第2項に定義する申込書に記名捺印した法人（以下、「利用者」という。）と東京急行電鉄株式会社（以下、「当社」という。）の間に適用される条件を定めるものとする。

第2条（定義）

本利用規約において用いる用語の定義は、別段の定めのある場合を除き、以下の各号のとおりとする。

- （1）「本件広告」とは、当社が保有及び賃借する渋谷駅周辺の広告掲出スペースにポスター等の広告物を同時掲出する本サービスの広告商材をいう。
- （2）「ROADCAST メディア資料」とは、利用者が本サービスに本件広告を掲出するにあたり別途合意する本件広告の掲出料金、広告掲出スペース、掲出規則などの詳細を定めた資料をいう。
- （3）「本件業務」とは、本件広告を掲出するに際し、必要となる屋外広告物許可申請等の手続き、広告掲出及び撤去の作業、掲出期間中の維持管理などの業務をいう。なお、本件業務には、本件広告に利用する広告物の製作及び納品は含まれない。

第3条（本件広告の掲出のための契約等）

1. 当社は、利用者の本件広告の掲出のために利用者に対して本件業務を実施する。
2. 本件広告の掲出のための個別の契約（以下、「個別契約」という。）は、利用者が、掲出開始・終了日、掲出料金、取引条件、審査用デザイン提出日、ポスター等納品日、納品数量、納品形態、その他を記載した当社所定の ROADCAST 広告利用申込書(以下、「申込書」という。)を当社に提出し、当社がかかる申込を承諾する旨の通知を利用者に発したときに成立し、当社は、成立後に本件業務に着手できる。
3. 利用者は、当社の本件業務の実施にあたり、利用者の責任と費用負担により、本件広告に利用する広告物の制作を行い、第4条の定めに従い当社に納品する。
4. 第6条第1項に基づき当社は、本件業務を実施するために必要な範囲で、利用者から提出された広告物（審査用デザインも含む）の意匠等の情報を利用できるものとする。

第4条(納品)

1. 利用者は、申込書に記載の審査用デザイン提出日までに掲出を希望するデザインを審査用データとして当社に提出し、当社は本サービスでの掲出がふさわしいかどうかをデータの提出があった日から当社の 5 営業日以内に利用者へ通知する。なお、当社は屋外広告物条例に伴う意匠審査、ROADCAST 独自の意匠審査などの結果、利用者にデザインの修正等を依頼する場合があります、利

用者はそれに応じるものとする。また、利用者が、当社の依頼する修正に応じない場合、当社は当該利用者の掲出に応じないことがある。但し、申込書に定める別の条件がある場合はこの限りではない。

2. 利用者は、前項に基づき当社が利用者のデザインを本サービスで掲出するにふさわしいと判断した場合、申込書に記載のポスター等納品日までに屋外での掲出に支障のない仕様のポスター等の本件広告に利用する広告物を申込書に記載の納品形態にて制作し、別途、申込書に記載した納品数量を当社に納品する。なお、掲出するデザインは必ず2種類以上制作(但し、デザインの種類が10種類を超える場合、利用者は別途1デザインにつき2,250円(消費税及び地方消費税別途)がかかる。)し、ポスター等は合成紙を使用するとともに、PP(ポリプロピレン)加工を行う等雨風に耐えられる仕様にしなければならない。但し、申込書に定める別の条件がある場合はこの限りではない。
3. 前項の納品後、当社は、利用者が納品したポスター等を申込書に記載の掲出開始日に掲出作業を行い、掲出終了日に撤去作業を行う。尚、掲出作業・撤去に係る費用については申込書に記載の掲出料金に含まれるものとするが、B1サイズポスター以外での掲出を希望する場合、当該掲出に別途かかる費用を利用者が負担する。また、掲出期間中の貼り替え作業についても別途かかる費用を利用者が負担する。但し、申込書に定める別の条件がある場合はこの限りではない。

第5条 (承諾事項)

利用者は、本サービス利用において以下の各号を予め承諾する。

- (1) 当社が本サービス利用による利用者の売上を保証するものではないこと。
- (2) 個別契約成立後の個別契約の解約ができないこと。また、実際の掲出の有無に関わらず、利用者は掲出料金を当社に支払う義務があること。(利用者の責に帰さない事由があった場合を除く)
- (3) 個別契約成立後に、当社の判断により掲出箇所が変更になる可能性があること。その場合も、掲出料金は減額されないこと。但し、前条第4項第1号及び本条第5号の場合を除く。
- (4) 個別契約成立後といえども、当社の判断により利用者の業種、広告表現等によって掲出できない掲出箇所がある、もしくは掲出開始後に掲出ができなくなる可能性があること。その場合も、掲出料金は減額されないこと。但し、ROADCASTメディア資料に定める最低保証面数を下回った場合は、面数を基準に減額(円未満切り捨て)する。また、前条第4項第1号及び本条第5号の場合を除く。
- (5) 悪天候等の事由で、掲出開始日及び掲出終了日に変更になる可能性があること。この場合、実際に掲出された日数が申込書に記載の掲出期間の日数を下回った場合は、掲出料金等の日割り計算(円未満切り捨て)による減額をすること。
- (6) 利用者が当社に納品した本件広告に利用する広告物は、掲出終了後、当社にて破棄し返却しないこと。
- (7) 掲出する広告物に屋外広告物条例に基づく「許可済みシール」等を貼付すること。

第6条 (利用者の義務・責任)

1. 利用者は自己の判断と責任において本サービスを当社と個別契約を締結するとともに、利用者は、

当社に対し、本サービスにおいて掲出される広告物（審査用デザインも含む）の著作権、意匠権などの知的財産権の本サービスにおける任意の無償使用を許諾するものとする。

2. 利用者は本サービスにおいて掲出される広告物（審査用デザインも含む）及び当該広告物で紹介される商品、サービス、ブランド等に関して以下の各号に定める事項を保証するものとする。

- (1) 広告物の内容（見出し、説明文及びデザイン等を含み、以下同様とする。）が第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権その他知的財産権、パブリシティ権、プライバシー権、その他一切の権利を侵害していないこと、及び第三者の権利の全てにつき権利処理（第三者の知的財産権などが含まれる場合、自らの責任及び費用負担により、当該第三者から、当社又は本サービスによる一切の使用を可能とする権利又は許諾を取得することを含む）が完了していること。
- (2) 広告物の内容が薬事法、不当景品類及び不当表示防止法、その他一切の関連法令に抵触していないこと。
- (3) 広告物の内容が正確かつ最新の記載であり、視認者に混乱を生じさせたり、虚偽の内容を含んだりしないこと。
- (4) 広告物の内容が公序良俗に反し、又は第三者を誹謗中傷する内容、名誉を毀損する内容を含まないこと。

第7条（当社の責任の制限）

1. 当社は、以下の各号に定める事項について、何ら保証するものではなく、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 本件広告に関して、通行者その他の第三者が行う一切の行為（その方法や意図、その他事由の如何を問わず本サービスにおいて掲出された広告物への誹謗中傷、嫌がらせなどを含む）。
- (2) ROADCAST メディア資料、本サービスに関する提案書及び本サービスの関連資料、又は本サービスに付随して当社から利用者への一切の提供物、貸与物（当社から利用者へ提供された指示、アドバイス、提案、予測、その他の一切の情報を含む。）及びこれらを利用した結果。

2. 当社は、以下の各号の事由に該当する場合には当社の判断において、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を中断・停止することができるものとし、また、当該事由により利用者又は第三者に生じた損害及び結果について一切責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動、疫病の蔓延、放射能汚染その他の不可抗力による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- (2) 本サービスに関わる設備の保守上又は工事、障害その他やむをえない事由が生じた場合
- (3) 法令等による本サービスに関わる規制が行われた場合
- (4) 利用者が第6条第2項に定める保証に違反した場合
- (5) その他当社の責めに帰すべからざる事由による場合

第8条（個別契約の有効期間）

個別契約の有効期間は、申込書の申込日から掲出料金の支払い完了日又は掲出終了日のいずれか遅く

来する日までとする。但し、本件広告の掲出開始日から掲出終了日までは、最低でも2週間を必要とする。

第9条（掲出料金）

1. 利用者は、申込書に記載の掲出料金について、申込書に記載の掲出開始日の2週間前までに50%相当額に消費税及び地方消費税を加算した金額を当社が申込書に指定する銀行口座宛に振込送金の方法で支払うものとする。尚、振込手数料は利用者の負担とする。また、掲出料金の残金に消費税及び地方消費税を加算した金額については、掲出が終了した月の末日を締日として、当社が請求書を発行し、利用者は、掲出が終了した月の翌月末日までに当社が申込書に指定する銀行口座宛に振込送金の方法で支払うものとする。但し、申込書に定める別の条件がある場合はこの限りではない。
2. 個別契約の延長又は、内容の変更等により、追加の掲出料金が発生した場合は、利用者は、第1項の規定に基づき、追加の掲出料金を加味した料金を支払い総額として支払うものとする。
3. 当社は、利用者より支払いを受けた掲出料金につき、一切返金しないものとする。
4. 個別契約の有効期間中に租税関連法令が改正され、消費税及び地方消費税率等が変更された場合には、利用者から当社に対し支払われる料金等に係る消費税及び地方消費税額も自動的に変更されるものとする。

第10条（知的財産権の帰属）

本サービスに関して生じる著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」という。）の帰属は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 利用者が単独で行った創作、発明、考案（修正、変更その他の翻案を含む。以下、「創作等」という。）から生じた著作権等については、利用者単独に帰属する。
- (2) 当社が単独で行った創作等は、当社単独に帰属する。
- (3) 利用者、当社又は第三者が従前より保有する著作権等は、各保有者に帰属する。
- (4) 利用者及び当社が共同して創作等を行った場合は、著作権等の帰属は協議して決定するものとする。

第11条（再委託）

当社は、本件業務の全部又は一部を第三者に対して再委託することができるものとし、利用者はこれを承諾するものとする。

第12条（譲渡禁止）

利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本サービス上の地位並びに個別契約に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡し、承継させ、担保を提供し、その他一切の処分をしてはならないものとする。

第13条（機密保持）

利用者及び当社は、個別契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、以下の1号から4号に該当するもの（以下、「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、個別契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとする。

- (1).文書その他有形の方法で開示される場合には、「秘密」「専有財産」その他の記述によって秘密であることが明示的に指定されている情報。
 - (2).口頭その他無形の方法により開示される場合には、開示のときに秘密、専有財産又はそれと同等のものとして特定された情報。但し、開示当事者が開示後30日以内に文書にて機密情報であることを確認しない場合は、開示後30日の経過をもって機密情報としては扱われないものとする。
 - (3).当社の本件業務遂行に関する情報。
 - (4).個別契約締結の事実及びその交渉経過に関する情報。
2. 前項にかかわらず、個別契約の履行に関して以下の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。
- (1).既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
 - (2).既に保有しているもの。
 - (3).守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
 - (4).相手方から書面により開示を承諾されたもの。
 - (5).機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの。
3. 利用者及び当社は、相手方から提供を受けた機密情報について、個別契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。
4. 本条の機密保持義務は、個別契約が終了した後も継続するものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自社、自社の親会社、子会社及び関連会社、並びに、これらの役員、従業員、主要な株主及び取引先（その役員、従業員を含む）等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力又はこれに準ずる者に該当せず、かつ関与していないことを将来にわたって表明し、保証するものとする。
2. 利用者は、前項に反する事実を発見した場合は、直ちに当社にその旨を報告するものとする。

第15条（解約及びサービス停止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当した場合、利用者への催告、その他何らの手続きを要することなく、利用者との間で個別契約の全部又は一部につき履行を停止し、又は解約することができるものとする。この場合、当社は、当該履行の停止又は解約についていかなる責任も負わず、

利用者に対して損害賠償の請求ができるものとする。

- (1) 利用者が本利用規約、個別契約、又は ROADCAST メディア資料の定めに違反したとき
- (2) 利用者が本サービスの掲出料金を請求書に記載された支払期限迄に当社が申込書に指定する銀行口座宛に振込送金の方法で支払ったことの当社の確認できないとき、及びその他債務の支払を怠ったとき
- (3) 利用者が監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
- (4) 利用者が支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は、自己の振り出し、もしくは引き受けた手形又は小切手が不渡りになったとき
- (5) 利用者が信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (6) 利用者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 利用者が破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに準じる倒産手続の開始を自ら申立て、もしくは申立てられたとき
- (8) 利用者が解散の決議がなされたとき
- (9) 利用者が第6条、第12条、第13条第1項、第14条に定める表明、保証又は義務に違反したとき
- (10) 当社に災害、労働争議等、本サービスの履行を困難にする事由が生じたとき
- (11) 利用者が、当社に対する詐術、信用毀損その他の背信的行為があったとき
- (12) 前各号に準ずる経済的又は社会的信用を損なうおそれのある事由があったとき

2. 当社は個別契約が終了するまでの間、やむをえない理由があるときは、利用者に対し2週間前までに書面により予告することで、当該予告期間の満了をもって個別契約を中途解約することができるものとする。

第16条（損害賠償・違約金）

1. 利用者又は当社が故意又は過失により、本利用規約又は個別契約の定めに違反して相手方に損害を与えた場合、直ちに相手方に対し、当該損害を賠償しなければならない。尚、当社が利用者に対して賠償する損害賠償金額はその上限を個別契約の掲出料金1ヶ月分相当額とする。
2. 当社は、利用者が第8条に定める期間中に本サービスでの掲出を中止する場合、利用者が当社に対して既に支払った掲出料金については、事由の如何を問わず返還しない。併せて、掲出の中止により当社に損害が発生した場合、当社に対し損害賠償義務を負うものとする。尚、送金手数料は利用者の負担とする。

第17条（有効期間の存続）

第8条に定める個別契約の有効期間満了後においても、第6条、第10条、第13条、第16条、本条、第18条、第19条及び第20条については期間を定めることなく有効に存続する。

第18条（準拠法）

本利用規約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第19条（管轄）

個別契約及び本利用規約に関する訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（協議）

本サービス、個別契約及び本利用規約に関して生じた疑義については、利用者と当社で信義に則り、誠実に協議して解決するものとする。

第21条（利用規約の変更）

当社は、本利用規約をいつでも任意に変更することができ、利用者はこれを承諾するものとする。本利用規約の変更は、当社が運営するWEBサイト（URL：<http://roadcast109.com>）への掲載によって随時利用者に発表するものとし、当該掲載をもって効力が生じる。但し、本利用規約が変更される場合、重大な内容を含む約定の変更については利用者に変更後の約定について当社が承諾を求めることがある。

以上

最終更新履歴 2018年9月1日